

## 市町村職員退職手当組合条例

兵庫県市町村職員の特別職等の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成19年12月7日

兵庫県市町村職員退職手当組合  
組合長 蓬 萊 務

## 兵庫県市町村職員退職手当組合条例第5号

## 兵庫県市町村職員の特別職等の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県市町村職員の特別職等の職員の退職手当に関する条例（昭和39年兵庫県市町村職員退職手当組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「100分の41.36」を「100分の41」に改め、同条第2号中「100分の25.38」を「100分の25」に改め、同条第3号及び第4号中「100分の18.8」を「100分の18.5」に改める。

第5条第1項中「1,000分の310.2」を「1,000分の310」に改める。

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

## (経過措置)

- 2 改正後の兵庫県市町村職員の特別職等の職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職による退職手当及び同日以後に生じた負担金について適用し、同日前の退職による退職手当及び同日前に生じた負担金については、なお従前の例による。



兵庫県市町村職員の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月7日

兵庫県市町村職員退職手当組合

組合長 蓬 萊 務

### 兵庫県市町村職員退職手当組合条例第6号

#### 兵庫県市町村職員の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県市町村職員の一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和56年兵庫県市町村職員退職手当組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条 兵庫県市町村職員の一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和56年兵庫県市町村職員退職手当組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「育児休業」の次に「、育児短時間勤務」を加える。

第8条の4第1項中「（地方公務員法）の次に「第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（同項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他任命権者が定める要件（以下「公務要件」という。）に該当する場合に限る。）、同法」を、「基づく育児休業」の次に「及び育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務を含む。以下同じ。）」を、「あつた月」の次に「（育児短時間勤務の月を除く。）」を加える。

第9条第4項中「地方公務員法」の次に「第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（公務要件に該当する場合を除く。）、同法」を加え、同条第5項中「に限る。）」の次に「及び育児短時間勤務した期間」を加える。

第13条第1項中「6月以上」を「12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、6月以上）」に、「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」を「同法」に、「同法第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定める者を同項」を「特定退職者を同法第23条第2項」に改め、同条第3項中「6月以上」を「12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）」に改める。

第16条第1項中「地方公務員法」の次に「第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（公務要件に該当する場合を除く。）、同法」を、「育児休業」の次に「、自己啓発等休業（公務要件に該当する場合に限る。）」を、「あつた月」の次に「（育児短時間勤務の月を除く。）」を加え、同条第2項中「までの期間」の次に「及び育児短時間勤務した期間」を加える。

第2条 兵庫県市町村職員の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「1,000分の170」を「1,000分の225」に改める。

第18条第1項中「第1項（その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が定めるものに該当するもの又は勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が定めるものに該当するものの退職に係る部分に限る。）及び第2項（通勤による傷病により退職し、又は死亡により退職した者の退職に係る部分に限る。）」及び「第1項（職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が定めるものに該当するもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が定めるものに該当するものの退職に係る部分に限る。）、第2項（通勤による傷病により退職し、又は死亡により退職した者の退職に係る部分に限る。）」を削る。

第19条第3項中「7箇年」を「5箇年」に改める。

附則第16項ただし書を削る。

第3条 兵庫県市町村職員の一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第17項中「又は船員保険法（昭和14年法律第73号）」を削る。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、平成20年4月1日から施行し、第3条及び附則第5項の規定は、日本年金機構法（平成19年法律第109号）の施行の日から施行する。（経過措置）
- 第1条の規定による改正後の兵庫県市町村職員の一般職の職員の退職手当に関する条例第13条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職

手当については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の兵庫県市町村職員の一般職の職員の退職手当に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)第16条、第18条及び附則第16項の規定は、平成20年4月1日以後に生じた負担金について適用し、同日前に生じた負担金については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正後の条例第16条の規定の適用については、同条中「1,000分の225」とあるのは、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間においては「1,000分の180」と、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間においては「1,000分の195」と、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間においては「1,000分の210」とする。
- 5 第3条の規定による改正後の兵庫県市町村職員の一般職の職員の退職手当に関する条例第13条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第42条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

兵庫県市町村職員退職手当組合の市町負担金額と退職手当額の調整に関する条例をここに公布する。

平成19年12月7日

兵庫県市町村職員退職手当組合  
組合長 蓬 萊 務

#### 兵庫県市町村職員退職手当組合条例第7号

#### 兵庫県市町村職員退職手当組合の市町負担金額と退職手当額の調整に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、兵庫県市町村職員退職手当組合(以下「組合」という。)を組織する市町(以下「組合の市町」という。)及び市町の一部事務組合(以下「組合の一部事務組合」という。)間の負担の公平を図るため、納付した市町負担金額と職員に支給した退職手当額の調整に関して必要な事項を定めるものとする。

(市町負担金額と退職手当支給額との調整に伴う負担金)

第2条 組合の市町は、その年度において、前々年度までに組合が退職した者に支給した退職手当の支給総額から当該市町が納付した市町負担金の総額(特別負担金分割納付承認額のうち当該年度末における納付猶予元金に相当する額を含む。以下同じ。)を除いた額(以下「収支差額」という。)が前々年度の市町負担金額(特別負担金額を除く。)の2分の1の額を超える場合には、収支差額に5パーセントを乗じた額に相当する額(1,000円未満は切捨て)を調整負担金として、年度の末日までに納付しなければならない。

2 前項に規定する調整負担金を特別の事情により一時に納付することができないときは、兵庫県市町村職員の一般職の職員の退職手当に関する条例(昭和56年兵庫県市町村職員退職手当組合条例第5号)第19条第2項から第4項までの規定の例により分割納付をすることができる。

第3条 組合の一部事務組合は、当該年度の初日において、組合に加入する職員がいなくなった場合で前年度までに組合が退職した者に支給した退職手当の支給総額が当該一部事務組合が納付した市町負担金の総額を超える場合には、当該超える額に相当する額を調整負担金として、年度の末日までに納付しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度の調整負担金から適用する。

(経過措置)

2 この条例施行の際現に組合に加入する職員がいない組合の一部事務組合の第3条の適用については、同条中「当該年度の初日において、組合に加入する職員がいなくなった場合で」については「平成20年4月1日において、組合に加入する職員がいない場合で」と読み替えるものとする。

兵庫県市町村職員退職手当組合公告式条例をここに公布する。

平成19年12月7日

兵庫県市町村職員退職手当組合  
組合長 蓬 萊 務

### 兵庫県市町村職員退職手当組合条例第8号

#### 兵庫県市町村職員退職手当組合公告式条例

兵庫県市町村職員退職手当組合公告式条例（昭和31年兵庫県市町村職員退職手当組合条例第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

（条例の公布）

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入し、その末尾に組合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、組合の事務所に掲示してこれを行う。

3 前項の公布を行った場合は、その写しを兵庫県市町村職員退職手当組合同約（昭和30年兵庫県告示第197号の12）第2条に規定する組合市町に配布する。

（規則の公布）

第3条 前条の規定は、規則の公布について準用する。

（規程の公表）

第4条 規則を除くほか、組合長の定めた規程を公表しようとするときは、公表の前文、年月日及び組合長名を記入し、組合長印を押さなければならない。

2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項の規程の公表について準用する。

（組合の機関の定める規則及び規程の公表）

第5条 第2条の規定は、組合の機関の定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「組合長」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、組合の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同条第1項中「組合長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と「組合長印」とあるのは「当該機関名の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

（施行期日の特例）

第6条 組合の規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

（兵庫県市町村職員退職手当組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

2 兵庫県市町村職員退職手当組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年兵庫県市町村職員退職手当組合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条中「兵庫県市町村職員退職手当組合公告式条例（昭和31年兵庫県市町村職員退職手当組合条例第3号）第1条の例」を「インターネットを利用して閲覧に供する方法」に改める。

（兵庫県市町村職員退職手当組合財政事情書の作成及び公表に関する条例の一部改正）

3 兵庫県市町村職員退職手当組合財政事情書の作成及び公表に関する条例（平成17年兵庫県市町村職員退職手当組合条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「兵庫県市町村職員退職手当組合公告式条例（昭和31年兵庫県市町村職員退職手当組合条例第3号）第1条の例」を「インターネットを利用して閲覧に供する方法」に改める。

~~~~~

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月7日

兵庫県市町村職員退職手当組合  
組合長 蓬 萊 務

### 兵庫県市町村職員退職手当組合条例第9号

#### 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年兵庫県市町村職員退職手当組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2、第7条並びに第9条第1項及び第2項」を「第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項」に改める。

第2条第6号中「職員のほか、」の次に「職員が」を加え、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第3条第1号中「又は出産したことにより、」を「若しくは出産したことにより」に改め、「該当したことにより」の次に「当該育児休業の承認が」を加え、同条第3号を削り、同条第4号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

(3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

(4) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により組合長に申し出た場合に限る。）。

第5条第1号中「育児休業に係る子を職員」を「職員が育児休業により養育している子を当該職員」に改める。

第10条を第18条とする。

第9条に見出しとして「（部分休業の承認の取消事由）」を付し、同条中「第5条」を「第11条」に改め、同条を第17条とする。

第8条の見出し中「部分休業」の次に「の承認」を加え、同条中「1日を通じて2時間（労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間を承認されている職員については、2時間から当該育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、」を削り、同条を第16条とし、同条に次の1項を加える。

2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第7条中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条第3号中「部分休業をしようとする時間において、部分休業により」を「職員が部分休業により養育しようとする時間において、」に、「職員以外」を「当該職員以外」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同条を第15条とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

第6条を削り、第5条の2の見出し中「任期付採用職員の」を「育児休業に伴う任期付採用に係る」に改め、同条を第6条とする。

第5条の3の見出し中「期末手当等」を「育児休業をしている職員の期末手当等」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の7条を加える。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第9条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 非常勤職員
- (2) 臨時的に任用される職員
- (3) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
- (4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している職員
- (5) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員
- (6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員  
（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第11条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (4) 育児短時間勤務の承認が、第11条第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
- (5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により組合長に申し出た場合に限る。）。
- (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第11条 育児休業法第12条において準用する同法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

（育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情）

第12条 育児休業法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 過員を生ずること。
- (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知）

第13条 組合長は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新）

第14条 第6条の規定は、短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第8条の規定は、育児休業をした職員が地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第44号)の施行の日(平成19年8月1日。以下「改正法の施行日」という。)以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が改正法の施行日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の際現に育児休業をしている職員が改正法の施行日以後に職務に復帰した場合における改正後の条例第8条の規定の適用については、同条中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下(当該期間のうち平成19年8月1日前の期間については、2分の1)」とする。

~~~~~

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年12月7日

兵庫県市町村職員退職手当組合  
組合長 蓬 萊 務

## 兵庫県市町村職員退職手当組合条例第10号

## 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年兵庫県市町村職員退職手当組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項又は法第28条の6第2項の規定により採用された職員」を「第28条の4第1項又は法第28条の5第1項又は法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容に従い、組合長が定める。

第2条に次の1項を加える。

- 4 育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり32時間までの範囲内で、組合長が定める。

第3条第1項ただし書中「組合長は、」の次に「育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、」を加え、「これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、」を「日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において」に改め、同条第2項ただし書中「ただし、」の次に「育児短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い1日につき8時間を越えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、」を加える。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務をすることを命ずることができる。

第11条第1項第1号中「20日(」の次に「育児短時間勤務職員、」を加える。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 市町村職員退職手当組規則

兵庫県市町村職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月7日

兵庫県市町村職員退職手当組合  
組合長 蓬 萊 務

## 兵庫県市町村職員退職手当組規則第17号

## 兵庫県市町村職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県市町村職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和57年兵庫県市町村職員退職手当組規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「勤務公署の移転等」を「定年退職等」に改める。

第19条第1項第3号中「育児休業の承認をしたとき若しくは職務に復帰したとき」の次に「又は育児短時間勤務の承認をしたとき若しくは育児短時間勤務が終了したとき又は自己啓発等休業の承認をしたとき若しくは職務に復帰したとき」を加える。

第23条中「6月」を「12月」に改める。

第28条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第3項中「又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第33条ノ10第1項又は第2項に規定する期間内に」及び「又は失業保険金」を削り、同条第4項中「又は船員保険法の規定による失業保険金」及び「又は失業保険金」を削る。

第33条第2項及び第34条第1項中「6月」を「12月」に改める。

第39条第3項中「又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第33条ノ10第1項又は第2項に規定する期間内に」及び「又は失業保険金」を削る。

第40条第3項中「又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第33条ノ10第1項又は第2項に規定する期間内に」及び「又は失業保険金」を削る。

様式第18号の4の報告区分の欄を次のように改める。

- 1 休職・停職
- 2 育児休業（子の生年月日を記入）
- 3 育児短時間勤務
- 4 自己啓発等休業（公務要件の場合）
- 5 自己啓発等休業（公務要件以外の場合）
- 6 組合専従の許可
- 7 復職又は育児短時間勤務の終了
- 8 その他の異動
  - (1) 氏名の変更
  - (2) 組合員証番号の変更
  - (3) 職名の変更
  - (4) 生年月日の訂正

様式第19号（表面）中「調整手当」を「地域手当」に改める。

様式第29号（表面）中「(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)」を「(1) (2) (3) (4) (5) (6)

(7)」に改め、同様式（裏面）中3を次のように改める。

3 ⑩欄は、⑧欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号（2以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができるすべての給付の番号）を○で囲むこと。

- (1) 健康保険法による傷病手当金
- (2) 労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償給付若しくは休業給付
- (3) 国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法による休業補償その他法令により地方公務員等に対して支給されるこれに相当する給付
- (4) 地方公務員等共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金
- (5) 国民健康保険法による傷病手当金
- (6) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付



(7) 公害健康被害の補償等に関する法律による障害補償費

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第28条、第39条、第40条及び様式第29号の改正規定は、日本年金機構法（平成19年法律第109号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 異動報告書及び傷病手当に相当する退職手当支給申請書は、当分の間、これに必要な事項を記入し、使用することができる。



兵庫県市町村職員の退職手当に関する条例施行規則の特例に関する規則をここに公布する。

平成19年12月7日

兵庫県市町村職員退職手当組合  
組合長 蓬 萊 務

### 兵庫県市町村職員退職手当組合規則第18号

#### 兵庫県市町村職員の退職手当に関する条例施行規則の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、年度末に退職する者の退職手当の請求、裁定、職員の異動報告等に関して、兵庫県市町村職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和57年兵庫県市町村職員退職手当組合規則第3号。以下「施行規則」という。）の特例を定めるものとする。

(年度末の退職手当に関する申請書等の提出)

第2条 年度末に退職しようとする者（以下「年度末申告者」という。）は、退職しようとする年度の2月末日までに年度末の退職手当に関する申告書（様式第1号）に次条から第6条に定める必要な書類を添付して在職している市町の長又は一部事務組合の管理者（以下「所属市町長」という。）を経て組合長に提出しなければならない。

(普通退職による退職手当に関する申告書に添付する書類)

第3条 兵庫県市町村職員の一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和56年兵庫県市町村職員退職手当組合条例第5号。以下「一般職条例」という。）第3条又は兵庫県市町村職員の特別職等の職員の退職手当に関する条例（昭和39年兵庫県市町村職員退職手当組合条例第3号。以下「特別職等条例」という。）第3条の規定による退職手当の申告書には、提出日までの在職中の履歴書又は履歴事項の確認できる書類、退職願の写し及び退職予定者報告書を添付しなければならない。

(定年退職等による退職手当の申告書に添付する書類)

第4条 一般職条例第4条又は第5条の規定による退職手当の申告書には、前条の規定による書類（定年による退職の場合は、退職願の写しを除く。）のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 退職証明書（様式第2号）
- (2) 一般職条例第8条の5の規定に該当するときは、諸給与明細書

(退職手当の分割支給の申請)

第5条 退職手当を2箇所の口座に分割して受け取りたい年度末申告者は、前2条に規定する退職事由に該当する条項に規定する書類のほか、退職手当分割支給申請書を添付しなければならない。

(申告書等の送付)

第6条 所属市町長は、退職手当の申告に関する書類（以下「申告書等」という。）を受理したときは、速やかにこれを組合長に送付しなければならない。

(退職手当の裁定等)

第7条 組合長は、申告書等を受理したときは、これを審査し、当該申告書等に不備がなく、かつ、退職手当を受ける権利があると認めたときは、退職手当の裁定を行うものとする。

2 組合長は、前項の裁定を行ったときは、年度末申告者の確認内訳書（様式第3号）を所属市町長に送付するものとする。ただし、所属市町長が希望する場合には、退職手当計算書及び退職手当裁定通知書を当該所属市町に交付することができる。

3 組合長は、申告書等に不備があると認めたときは、相当の期間を定めて、その不備を補正させるものとする。

4 組合長は、年度末申告者が前項の期間内に不備を補正しないとき又は退職手当を受ける権利がないと認めたときは、その理由を付して申告書等を、所属市町長を経て当該年度末申告者に返還するものとする。

(退職確認報告書の提出)

第8条 所属市町長は、年度末申告者が年度末に退職した場合には、直ちに、年度末申告者の確認報告書（様式第4号）を組合長に提出しなければならない。

(職員の異動等の報告)

第9条 組合市町の長は、当該組合市町の職員が年度末の退職手当に関する申告書を提出した場合には、年度末の退職報告書・退職日付特別昇給報告書・再任用報告書により組合長に報告しなければならない。

附 則







兵庫県市町村職員退職手当組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月7日

兵庫県市町村職員退職手当組合  
組合長 蓬 萊 務

兵庫県市町村職員退職手当組合規則第20号

兵庫県市町村職員退職手当組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県市町村職員退職手当組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年兵庫県市町村職員退職手当組合規則第1号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。  
様式第17号の注意事項の5中「又は郵便貯金の利子所得の非課税取扱い」及び「又は郵便局」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

市町村職員退職手当組合告示

兵庫県市町村職員退職手当組合告示第13号

平成19年兵庫県市町村職員退職手当組合議会第2回定例会において議決になった平成18年度兵庫県市町村職員退職手当組合一般会計補正予算(第2号)は、次のとおりである。

平成19年12月7日

兵庫県市町村職員退職手当組合  
組合長 蓬 萊 務

平成18年度兵庫県市町村職員退職手当組合一般会計補正予算(第2号)  
(平成19年3月31日専決)

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
1 負担金		15,191,828	55,000	15,246,828
	1 負担金	15,191,828	55,000	15,246,828
2 財産収入		132,720	5,100	137,820
	1 財産運用収入	132,720	5,100	137,820
3 繰入金		3,147,737	35,000	3,182,737
	1 基金繰入金	3,147,737	35,000	3,182,737
歳入合計		18,514,096	95,100	18,609,196

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
3 給付費		17,901,567	90,000	17,991,567
	1 給付費	17,901,567	90,000	17,991,567
4 積立金		196,527	5,100	201,627
	1 積立金	196,527	5,100	201,627
歳出合計		18,514,096	95,100	18,609,196

兵庫県市町村職員退職手当組合告示第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第96条第1項第3号の規定により、本組

合議会が認定した平成18年度兵庫県市町村職員退職手当組合一般会計歳入歳出決算の要領は、次のとおりである。

平成19年12月7日

兵庫県市町村職員退職手当組合

組合長 蓬 萊 務

平成18年度兵庫県市町村職員退職手当組合一般会計歳入歳出決算書

歳 入 (単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 負担金		15,246,828,000	15,249,061,526	15,249,061,526	0	0	2,233,526
	1 負担金	15,246,828,000	15,249,061,526	15,249,061,526	0	0	2,233,526
2 財源収入		137,820,000	139,301,407	139,301,407	0	0	1,481,407
	1 財産運用収入	137,820,000	139,301,407	139,301,407	0	0	1,481,407
3 繰入金		3,182,737,000	3,182,737,000	3,182,737,000	0	0	0
		3,182,737,000	3,182,737,000	3,182,737,000	0	0	0
4 繰越金		4,362,000	4,362,160	4,362,160	0	0	160
	1 繰越金	4,362,000	4,362,160	4,362,160	0	0	160
5 諸収入		37,449,000	42,781,579	37,556,779	0	5,224,800	107,779
	1 延滞金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	2 預金利子	1,853,000	1,958,455	1,958,455	0	0	105,455
	3 雑入	35,595,000	40,823,124	35,598,324	0	5,224,800	3,324
歳入合計		18,609,196,000	18,618,243,672	18,613,018,872	0	5,224,800	3,822,872

歳 出 (単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 議会費		924,000	913,574	0	10,426	10,426
	1 議会費	924,000	913,574	0	10,426	10,426
2 総務費		61,018,000	60,767,096	0	250,904	250,904
	1 総務管理費	60,856,000	60,630,791	0	225,209	225,209
	2 選挙費	54,000	37,605	0	16,395	16,395
	3 監査委員費	108,000	98,700	0	9,300	9,300
3 給付費		17,991,567,000	17,970,464,738	0	21,102,262	21,102,262
	1 給付費	17,991,567,000	17,970,464,738	0	21,102,262	21,102,262
4 積立金		201,627,000	201,627,000	0	0	0
	1 積立金	201,627,000	201,627,000	0	0	0
5 公債費		60,000	55,819	0	4,181	4,181
	1 公債費	60,000	55,819	0	4,181	4,181
6 諸支出金		353,209,000	352,954,879	0	254,121	254,121
	1 諸支出金	353,209,000	352,954,879	0	254,121	254,121
7 予備費		791,000	0	0	791,000	791,000
	1 予備費	791,000	0	0	791,000	791,000
歳出合計		18,609,196,000	18,586,783,106	0	22,412,894	22,412,894

歳入歳出差引額 26,235,766円

うち基金繰入額 25,000,000円